

荷役機械（ストラドルキャリア） 使用申請書

年 月 日

堺泉北埠頭株式会社 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

以下のとおり、荷役機械（ストラドルキャリア）の使用を希望しますので、裏面の「荷役機械使用条項」が適用されることを前提に、使用申請をします。

港 湾 名	堺泉北港	使 用 場 所	助松 ()号機
使用目的		積 卸 貨 物 名	積・卸
荷 役 機 械 使 用 時 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
運 転 者	運 転 免 許 番 号		
	登 録 番 号		
	氏 名		

使用承諾書

年 月 日

上記の申請について、荷役機械（ストラドルキャリア）の使用を承諾します。

堺泉北埠頭株式会社

※荷役機械 使用時間	使 用 時 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
※荷役機械名		

- 注意 1 当該事項を○で囲んでください。
2 ※印の欄は記入しないでください。

荷役機械使用条項

堺泉北埠頭株式会社（以下「甲」）が所有する荷役機械について、甲と（以下「乙」という。）の間で締結する賃貸借契約には、以下の条項が適用されるものとする（以下の条項を内容として成立する甲乙間の賃貸借契約を「本契約」という。）。

第1条（目的）

- 1 甲は、乙に対し、甲が所有する下記の荷役機械（以下「本件機械」という。）を賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

名称 ストラドルキャリア

- 2 乙は、本件機械を、第4条の使用場所におけるコンテナ荷役にのみ使用するものとし、その他の目的に使用しない。

第2条（賃貸借期間）

本件機械の使用期間は、使用承諾書に記載のとおりとする。

第3条（賃料及び支払い方法）

- 1 本件機械の賃料は、本件機械の使用時間（本件機械に備え付けられたメーターにより計算する。）に応じて算定するものとし、1時間あたりの単価を金7,500円（消費税別途）とする。
- 2 乙は、賃料の当月分をその翌月末日（支払期日が金融機関の休業日である場合はその前日）までに甲の別途指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、賃料の振込手数料は乙の負担とする。
- 3 甲は、使用期間の途中であっても、経済事情、公租公課、物価等に著しい変動があり、第1項の賃料の金額が不相当または合理性を欠くに至ったときは、1か月以上の予告期間をもって、賃料の改定を乙と協議することができるものとする。

第4条（使用場所）

本件機械の使用場所は、下記のとおりとし、乙は本件機械の使用場所を甲の事前の承諾なく変更してはならないものとする。

記

助松埠頭 助松第8・9号岸壁荷さばき地及び一体使用荷さばき地

第5条（善管注意義務等）

- 1 乙は、本件機械を、善良な管理者としての注意をもって管理し、甲の交付するマニュアルその他甲の指示する使用方法に従って使用しなければならない。
- 2 乙は、本件機械が甲の所有である旨を示すために本件機械に付された表示・標章を毀損、隠匿してはならない。
- 3 乙は、本件機械について、甲の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡、転貸、担保の設定その他一切の処分をしてはならない。
- 4 甲は、本件機械について、甲を被保険者とする機械保険、企業総合保険及び施設賠償責任保険に、甲の費用負担により加入するものとする。
- 5 乙は、自らもしくはその使用人または乙の下請事業者の使用人等が本件機械の操作を誤り、第三者に損害を与えたときは、当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、前項の損害賠償を担保するため、対事故および対物事故を補償する保険に、乙の費用負担により加入するものとする。
- 7 乙は、自らもしくはその使用人等の責に帰すべき事由により、本件機械を汚損、損傷し、または盗難に遭ったときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。
- 8 乙は、本件機械の使用にあたって別紙「管理運営事項」を遵守しなければならない。

第6条（経費の負担）

- 1 本件機械の通常の使用による維持管理費用（検査費・部品交換費等）は、第2項に定める費用を除き、全て甲の負担とする。
- 2 本件機械の燃料費は、乙の負担とする。

第7条（免責）

- 1 甲は、天災、火災、盗難または本件機械の故障その他甲の責に帰することのできない事由により生じた乙の損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 2 甲は、甲が行った本件機械の点検保守または修繕等により、乙が受けた営業上の損失については、一切の責任を負わないものとする。

第8条（損害賠償）

乙は、本契約の定めに従って甲に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

第9条（遅延損害金）

乙は、本契約上の金銭債務の履行を怠った場合、甲に対し、未払金に対し法定利率の割合による遅延損害金を付加して支払うものとする。

第10条（承諾の解除）

甲は、第2条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が本件機械を第1条第2項に定める以外の使用目的に供したとき。
- (2) 乙が賃料を第3条第2項に定める期日までに支払わないとき。
- (3) その他、乙が本契約に定める義務を履行せず、催告を受けたにもかかわらず是正しないとき。

2 乙は、前項の規定により、甲が本契約を解除した場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第11条（返還）

1 本契約が終了した場合、乙は、直ちに本件機械を甲に返還する。

2 乙は、本契約の終了後、本件機械の返還を遅延した場合、甲に対し、返還済みまで1日あたり金60,000円の遅延損害金を支払わなければならない。

第12条（反社会的勢力の排除）

1 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員またはその支店もしくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）または経営に事実上参加している者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に定める法律」に定義する暴力団およびその関係団体またはその構成員をいう。）であるものと認められたとき。
- (2) 役員等または経営に事実上参加している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたものと認められるとき。
- (3) 役員等または経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えたものと認められるとき。
- (4) 役員等または経営に事実上参加している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているものと認められるとき。

2 前項の契約解除は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

3 乙は、甲が第1項の定めにより本契約を解除した場合、甲に対する損害賠償の請求をすることはできない。

第13条（疑義の解決）

本契約に定めのない事項、または本契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙の協議により解決するものとする。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

管理運営事項

この規程は、賃貸人 堺泉北埠頭株式会社（以下「甲」という。）と賃借人 （以下「乙」という。）が締結した「荷役機械使用条項」に基づき、甲が乙に賃貸する荷役機械（以下「本件機械」という。）を適正に管理運営するために保全維持管理方法について定めるものである。

1. 保全維持管理とは、本件機械を適正に管理するために必要な点検、清掃等である。
2. 乙は、本件機械の使用に当たり関係法令遵守の上、公正、誠実に使用するものとする。
3. 乙は、本件機械の使用前に日常点検を実施するものとする。
4. 乙は、日常点検において、異常を発見した場合は、すみやかに甲に報告するものとする。
5. 乙は災害防止等のため必要と認められる時は、甲の指示に従って、所用の処置をとらなければならない。この場合においては、あらかじめ甲の了解をとらなければならない。ただし、緊急やむをえない事情があるときは、この限りではない。
6. 乙は、緊急時の処置内容を出来るだけすみやかに甲に報告しなければならない。
7. 乙は、緊急時の連絡体制をあらかじめ甲に報告しなければならない。また、その内容の変更、訂正等が発生した時は、すみやかに甲に報告しなければならない。
8. 甲は、本件機械に関する鍵を乙に貸し出すものとする。
9. 乙は、責任をもって鍵の管理を行わなければならない。
10. 乙は、荷役機械賃貸借契約書が解除された場合または終了した場合はすみやかに鍵を甲に返却しなければならない。
11. 乙は、近隣業者と常に円滑なる協調を保ち本件機械の運営をおこなうこと。
12. この規定に定めのない事項について疑義が生じた時は、甲乙協議の上、決定するものとする。